

○財務省告示第三十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年一月十七日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年二月七日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第三百回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	平成二十二年の公債の発行の特例等に 関する法律（平成二十二年法律第七号） 第二条第一項並びに特別会計に関する法 律（平成十一年法律第二十三号）第四十六 条第一項及び第四十七条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十 三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あって、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし、 価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行価格
三	振替法の適用等	
四	発行方法	



六

イ  
発

入 価  
札 格 行  
発 競 行  
行 争 額

ロ

札 非  
発 競  
行 争  
入

ハ

国 特 者 非 争 行  
債 別 者 非 争 行  
市 加 第 格 入  
場 場 I 競 札

ニ

国 特 者 非 争 行  
債 別 者 非 争 行  
市 加 第 格 入  
場 場 II 競 札

六 百 八 十 四 億 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 三 千	条 の 規 定 に 基 づ き 、 法 律 第 四 十	特 別 計 に 関 する 法 律 第 十	七 百 九 十 九 億 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 千 七	条 の 規 定 に 基 づ き 、 法 律 第 四	特 別 計 に 関 する 法 律 第 十	七 百 九 十 九 億 円	一 億 二 千 九 百 万 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 十	条 の 規 定 に 基 づ き 、 法 律 第 四	特 別 計 に 関 する 法 律 第 十	七 百 九 十 九 億 円	十 四 億 六 千 五 百 万 円	い て は 、 額 面 金 額 で 一 兆 四 百 七	に 基 づ き 、 同 法 第 四 十 七 条 の 規 定	十 万 円 、 二 千 六 百 一 十 五 億 円	面 金 額 で 二 千 六 百 一 十 五 億 円	行 した 利 付 金 に つ い て は 、 額	十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 発	円 、 特 別 計 に 関 する 法 律 第 四	兆 千 百 六 億 四 千 六 百 八 十 五 万	国 債 に つ い て は 、 額 面 金 額 で 一	項 の 規 定 に 基 づ き 、 法 律 第 二 条 第 一	特 例 等 に 関 する 法 律 第 二 条 第 一	財 政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の	う ち 、 平 成 二 十 二 年 度 に お け る	円 、 額 面 金 額 で 二 兆 四 千 百 八 十 二 億
---------------------------------	--	--	---	---------------------------------	--	---	---	---------------------------------	--------------------------------------	---	---	---	---------------------------------	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

		十 十		九 八		二		八		七		
		イ 一		振 額 最				ハ		イ 払		
者 特 国 札 非	入 価 発	札 格 行	札 格 行	替 単 位	低 額 面 金	行 争 入 札 発	非 者 特 国 行 争 入 札 発	者 特 国 札 非	者 特 国 札 非	入 札 入	価 格 行 争	込 金 額
第 参 市 行 争	行 争 格	入 行 争	行 争 格			発 競 II 加 場	発 競 I 加 場	入 行 入	入 行 入	行 争 格		
十 四 銭 二 厘	十 三 銭 以 上	十 三 銭 以 上	十 三 銭 以 上	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	二 万 八 千 八 十 一 億 八 千 六 百 三 十	三 千 六 百 八 十 一 億 八 千 六 百 三 十	万 八 千 七 百 六 十 七 億 九 千 七 百 三 十 九	八 千 七 百 六 十 七 億 九 千 七 百 三 十 九	四 十 一 億 二 千 六 十 万 五 千 百	二 兆 四 千 六 百 六 十 七 億 九 千 百 八 十 万	
十 四 銭 二 厘	十 三 銭 以 上	十 三 銭 以 上	十 三 銭 以 上	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	二 万 八 千 八 十 一 億 八 千 六 百 三 十	三 千 六 百 八 十 一 億 八 千 六 百 三 十	万 八 千 七 百 六 十 七 億 九 千 七 百 三 十 九	八 千 七 百 六 十 七 億 九 千 七 百 三 十 九	四 十 一 億 二 千 六 十 万 五 千 百	二 兆 四 千 六 百 六 十 七 億 九 千 百 八 十 万	

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年 ○ ・ 二 パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加え、次の算式  
により算出した金額を第二十  
号に規定する期日に払い込む  
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるに  
もとの記載又は記録されるもの  
座に記載又は記録されるもの  
にいつい出た金額か、当該金額  
より計算した二乗した金額  
額に百分の十を乗じた金額  
(一) おいたし、当該債権発行時  
に、又は、外国取す者が非居住  
者、又は、外国に居住する者  
は、前記(一)の算式による算出  
し、た金額に、当該算式による  
外、税法人が適用を受けた金額  
除、税率を乗じた金額を所得控

十四 初期利子

平成二十三年七月十五日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年一月十五日及び七月十五日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十六 償還金額

平成二十五年一月十五日

十七 償還金

額面金額百円につき百円

十八 払元金

日本銀行

十九 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十三年一月十七日